

社会福祉法人北信福祉会

幼保連携型認定こども園 あづまこども園運営規程(園則)

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人北信福祉会が設置する幼保連携型認定こども園あづまこども園(以下「当園」という。)は、認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして就学前の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに教育・保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 この規定は、認定こども園法施行規則第16条に基づき園則を兼ねる。

(運営の方針)

第2条 当園は次に掲げる方針に基づき、子育てをする保護者を援助し、保護者とよりよい関係を築きながら、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、豊かな人間性を持った子どもの育成に努める。

【基本理念】

「キラキラ輝く笑顔と共に…」

◎子どもたち一人ひとりと向き合い寄り添いながら、温かい笑顔で生きる力と豊かな心を育みます。たくさんの出会いを通し、共に手をつなぎ、支え合い、認め合って生きていきたい。

子どもたちの“キラキラ”した瞳がくもることなく、いつまでも輝き続けられるよう、応援します。そして地域の中で共に育ち合い温かい人の輪を広げます。

【教育・保育目標】

◎生き生きと遊ぶ子ども

◎生命を大切にし、他を思いやれる子ども

◎心身伸びやかに自分を表現し、意欲を持って取り組む子ども

【教育・保育方針】

◎一人ひとりを認め合い、個性・人格を大切にすることも園

◎あたたかく、安心して預けられるこども園

◎地域の子育て支援の中核となれるこども園

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 幼保連携型認定こども園 あづまこども園

(2) 所在位置 福島県福島市笹木野字下屋敷46番地3

（入園資格）

第4条 当園に入園することが出来るものは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び生後2か月以上満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

（提供する特定教育・保育の内容）

第5条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進上に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成29年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年告示）、保育所保育指針（平成29年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

（保護者支援・子育て支援）

第6条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡ツール、クラス懇談会、個人面談、園だより、ホームページなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

3 当園は、障害や発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識が出来るよう支援を行う。

4 当園は保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

5 子育て支援事業として、以下の事業を行う。

- (1) 地域子育て支援事業
- (2) 一時預かり事業

（給食及び食育）

第7条 当園の給食は、自園調理により提供するものとする。

2 給食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。

3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し、実施するものとする。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第8条 当園が教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1人

職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うと共に、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任（副園長） 1 人

園長を補佐するとともに、教育・保育計画の立案や子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び教育・保育内容について他の職員を統括する。

(3) 副主任・リーダー等（主幹保育教諭） 2 人

主任（副園長）を補佐するとともに、教育・保育計画の立案や保護者からの育児相談、新人保育教諭や若手保育教諭の育成、教育・保育内容について保育教諭と主任（副園長）とのサポート役を図る。

(4) 保育教諭 16 人以上

教育・保育課程及び指導計画を立案する。また、当該指導計画に基づき、子どもが安定した生活を送り、充実した活動が出来るよう教育及び保育を行う。

(5) 栄養士 1 人以上

子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食及び幼児食に係る献立を作成するとともに、園全般の食育を行う。

(6) 調理員 1 人以上

献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 看護師 1 人以上

子どもの健康管理と保育園全般の環境及び衛生管理を行う。

(8) 事務員 1 人以上

園の庶務、会計等の事務を行う。

(9) 医師 1 人（嘱託）

子どもの心身の健康管理を行うと共に、定期健康診断を行う。また、子どもに緊急な対応が必要となった場合は、園長、保育教諭等に対し必要な指示を行う。

(10) 歯科医師 1 人（嘱託）

子どもの歯の健康管理を行うと共に、定期歯科検診を行う。また、子どもに緊急な対応が必要となった場合は、園長、保育教諭等に対し必要な指示を行う。

(11) 薬剤師 1 人（嘱託）

園の環境衛生の維持改善に関する助言指導、保育教諭等及び保護者への相談・指導を行う。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、その他の職員を置くことが出来る。

(設備)

第 9 条 当園に備え付ける設備の内容等はおりのとおりである。

(1) 教育・保育室	5
(2) 乳児室	1
(3) 調乳室	1
(4) 一時預かり室	1
(5) 病児保育室	1
(6) 沐浴室	1
(7) 遊戯室	2
(8) こども用便所	5
(9) 保健室	1
(10) 調理室	1
(11) 職員室	1
(12) ミーティングルーム	1
(13) 相談・応接室	1

(園具及び教具)

第 10 条 当園は、教育上及び保育上、保健衛生並びに安全に留意し園具及び教具の環境を、常に改善しなければならない。

(平等の原則)

第 11 条 当園は、入園児童またはその保護者の国籍、信条、社会的身分または入所に要する費用を負担するか否かによって差別的な取り扱いをしない。

(職員の心得)

第 12 条 職員は、この規定及びこれに付属する諸規定を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持すると共に、教育並びに保育事業従事者として、その責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

(特定教育・保育の提供を行う日)

第 13 条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次の場合を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日
- (2) 園長が認めた国民的行事及び感染症の流行の恐れがある場合

2 支援法第 19 条第 1 号の子ども（以下「1 号子ども」という。）への教育・保育の提供については前項の規定にかかわらず、次の休園日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休園日（夏休み） 8月6日から8月20日まで
- (3) 冬季休園日（冬休み） 12月27日から1月8日まで
- (4) 春季休園日（春休み） 3月27日から4月5日まで

（特定教育・保育を提供する時間）

第14条 特定教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

登降園の送迎については、原則として保護者が付き添うものとする。

(1) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～土 7:00～19:00

(2) 教育標準時間に関する教育時間（8時間）

1号子どもの教育標準時間については、当園が定める次の時間帯とする。

月～金 8:30～16:30

当園は、やむをえない理由により1号子どもの保護者が預かり保育を希望する場合は、第14条（1）の記載の時間において預かり保育を提供する。

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

保育標準時間認定を受けた支援法第19条第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）及び支援法第19条第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）の利用時間については、当園が定める次の時間帯の範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 7:00～18:00

当園は、やむをえない理由により支給認定保護者が保育時間の延長を希望する場合は、第14条（1）の記載の時間において延長して保育を提供する。

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

保育短時間認定を受けた2号子ども及び3号子どもの利用時間については、当園が定める次の時間帯の範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土 8:30～16:30

当園は、やむをえない理由により支給認定保護者が保育時間の延長を希望する場合は、第14条（1）の記載の時間において延長して保育を提供する。

（利用料その他の費用等）

第15条 支給認定保護者は、福島市が定める利用料を、当園に支払うものとする。

2 給食費の費用については、別表1のとおりとする。

3 1号子どもの長期休暇中の預かり保育利用の費用については、別表2のとおりとする。

4 延長保育・預かり保育利用の費用については、別表2のとおりとする。

5 前項に定めるもののほか、当園の特定教育・保育において提供する便宜を要する費用については、支給認定保護者から実費の負担を受けるものとする。

6 一時預かり利用料は、別紙「一時預かり事業実施要綱」によるものとする。

（利用定員）

第 16 条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号定員	—	—	—	5 人	5 人	5 人
2 号定員	—	—	—	15 人	15 人	15 人
3 号定員	15 人	15 人	15 人	—	—	—

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第 17 条 当園は、福島市から子どものための教育・保育給付認定を受けた 1 号子どもから当園の利用について申し込みがあった時は、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
- (3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1 号子どもについて、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園しているものは、優先して入園させる。
- (2) その他のものは面接等により選考し、入園させる。
・保護者が園の教育方針を理解し、賛同できること。

3 2 号子ども及び 3 号子どもについては、支援法第 42 条第 2 項の規定により、福島市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

5 当園利用児について、以下の場合に教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1 号子ども及び 2 号子どもが小学校就学の始期に達したとき。
- (2) 2 号子ども及び 3 号子どもの保護者が「子ども・子育て支援法施行規則」第 1 条の 5 の規定に定める認定事由に該当しなくなったとき（当該子どもが 1 号子どもとして利用を継続する場合を除く）。
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- (5) 子どもの保護者より教育・保育料等の滞納が 3 ヶ月続き、かつ支払いの意志が認められないとき。
- (6) 園長が、疾病等により集団生活において安全な利用が困難であると判断したとき。

6 一時預かりを利用する場合は、別紙「一時預かり事業実施要綱」による。

（転園、休園及び卒園に関する事項）

第 18 条 転園及び卒園による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等と密接な連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通

じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 園児の休園に際しては、保護者から届出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供等を接続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第19条 当園は、特定教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、嘱託医または利用子どものかかりつけ医に相談する等の措置を講じる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、福島市幼稚園・保育課及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第20条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

- 2 前項の具体的な計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届出を行うものとする。

（虐待防止のための措置）

第21条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待防止等に関する必要な体制の整備

- (2) 職員による利用子どもに対する虐待（以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱めるなどの行為）等の禁止

◎殴る蹴る体罰など直接子どもの身体に侵害を与える行為。

◎合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

◎廊下に出したり、小部屋に閉じ込めたりするなどして叱ること。

◎強引に引きずるようにして連れていく行為。

◎食事を与えない又は無理に食べさせること。

◎入園児の年齢及び健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

◎乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）やけなす言葉を使い、心理的苦痛を与えること。

◎施設を退園させるなど脅す言葉による精神的苦痛を与えること。

◎性的な嫌がらせをすること。

◎当該利用子どもを無視すること。

- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。

- (4) その他虐待防止のために必要な措置。

2 当園は特定教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、福島市の所管課・児童相談所等適切な機関に通告する。

※児童虐待防止法の遵守

（苦情対応）

第 22 条 当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第 3 者委員等苦情解決の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

（安全対策と事故防止）

第 23 条 当園は安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のための委員会をおおむね 3 ヶ月に 1 回開催する。

3 事故発生防止のための職員に対する研修をおおむね 4 ヶ月に 1 回実施する。

4 当園は、厚生労働省が策定する「食物アレルギー対応ガイドブック」に則り、また「あづまこども園総合マニュアル」を策定し、それに基づき適切な対応に努める。

5 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。

6 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、福島市の所管課に報告する。

（健康管理・衛生管理）

第 24 条 当園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、または蔓延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（掲示）

第 25 条 当園は、園内に運営規程の概要、職員の勤務体制、支払を受ける利用者負担額等に関する事項その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示し、又はこれらを記載した書面を備え付け、ホームページでも自由に閲覧できるようにする。

（秘密の保持）

第26条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、実習生、ボランティア等外来者に対して、必要に応じ知り得た子ども及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、事前に周知徹底すると共に、守秘義務に関する誓約書を提出させるものとする。

3 当園は、小学校、他の教育機関・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりその保護者の同意を得る。

4 退職後においても同様に秘密を保持する。

（個人情報保護）

第27条 当園は、個人情報について、関係法令及び個人情報保護委員会が制定した“個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン”に則り、別に定めるところにより、適正に取り扱うものとする。

2 個人情報相談窓口は、当園の主任（副園長）とする。

（記録の作成・保管）

第28条 当園は、別に定めるところにより、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を作成保管する。

2 前項に規定する諸記録のほか、登園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成しその完結日の属する年度の翌年度から起算して文書取り扱い規程に定める期間保存するものとする。

- (1) 教育・保育の実施にあたっての計画
- (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
- (3) 福島市への通知に係る記録
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 保育園児童保育要録・幼稚園幼児指導要録（※当該児が小学校在籍中保存）

（委任）第1項「別に定めるところ」：文書取り扱い規程（社会福祉法人北信福祉会制定）

附則

この規定は令和7年4月1日から施行する。

令和7年9月1日一部改正

別表 1（第 15 条 2 項）

提供される便宜に要する費用に係る利用者負担金

種 類	負担を求める理由等	金 額
主食費（2号子どもに係るものに限る。）	保護者が主食を家庭で準備する負担の軽減と、当日の献立に応じた主食の提供をする。	1,000 円/月
主食費（1号子どもに係るものに限る。）		750円/月 ※年間の登園日数により設定
副食費（2号子どもに係るものに限る。）	年齢に応じた栄養を十分考慮した内容で副食の提供をする。	5,000 円/月
副食費（1号子どもに係るものに限る。）		3,750 円/月 ※年間の登園日数により設定
土曜日・長期休暇中の預かり保育料 （1号子どもに係るものに限る。）	土曜日、夏休み、冬休み、春休み期間中に教育・保育を提供する。	1,000 円/日
土曜日・長期休暇時預かり保育の給食費 （1号子どもに係るものに限る。）	土曜日、夏休み、冬休み、春休み期間中の利用時に給食を提供する。	300 円/回
スポーツ振興センター共済掛け金	当園の管理下に置いて、園児などが災害にあった場合に備える。	240 円/年
教材費	通園バック・運動帽・クレヨン等・制作活動に使用する用品等	実 費

別表2（第15条3項、4項）

預かり保育（1号子ども）延長保育（2号子ども・3号子ども）の提供に要する利用時間

1 1号子ども 利用時間（平日）

7時	8時30分	16時30分	18時	19時
預かり保育①	利用時間	預かり保育②	預かり保育③	

○ 利用者負担金

平日預かり保育の時間帯	利用者負担金額	備 考
① 7時00分～8時30分	300円/回	
② 16時30分～18時00分	300円/回	
③ 18時00分～19時00分	200円/回	

2 1号子ども 利用時間（土曜日・長期休暇中）

7時	8時30分	16時30分	18時	19時
預かり保育①	利用時間	預かり保育②	預かり保育③	

○ 利用者負担金（教育・保育標準時間）※給食費は別途

土曜・長期休暇中預かり保育の時間帯	利用者負担金額	備 考
8時30分～16時30分	1,000円/日	土曜、夏・冬・春休み

○ 利用者負担金（教育・保育標準時間外）

土曜・長期休暇中時間外預かり保育の時間帯	利用者負担金額	備 考
① 7時00分～8時30分	300円/回	平日と同額
② 16時00分～18時00分	300円/回	
③ 18時00分～19時00分	200円/回	

3 2号子どもおよび3号子ども 保育時間標準認定に対する利用時間

7時

18時

19時

利用時間	延長保育
------	------

○ 利用者負担金

延長保育の時間帯	利用者負担金額	
	随時利用の場合	月極利用の場合
18時00分～18時30分	100円/回	1,500円/月
18時00分～19時00分	200円/回	2,500円/月

4 2号子どもおよび3号子ども 保育時間短時間認定に対する利用時間

7時

8時30分

16時30分

18時

19時

延長保育①	利用時間	延長保育②	延長保育③
-------	------	-------	-------

○ 利用者負担金

延長保育の時間帯	利用者負担金額	備 考
① 7時00分～8時30分	300円/回	
② 16時30分～18時00分	300円/回	
③ 18時00分～19時00分	200円/回	